

出前研修

～市町村等の独自研修をサポート！～



◆研修のねらい

この研修は、各団体に講師を派遣することにより、市町村等の職員へ研修の機会をより多く提供します。

また、自由度の高い研修科目設定や住民参加も可能とし、市町村等が独自性のある研修の企画・運営が行えるようサポートします。

◆支援内容

≪費用≫

- ・外部講師の謝金・旅費は宮崎縣市町村振興協会が負担します。
※ただし、研修修了後、講師を含めた意見交換会等を実施し、講師が延泊する必要がある場合は、延泊に伴う費用は各団体が負担していただきます。
- ・当協会の旅費規程にあてはまらない行程の旅費等は、各団体が負担していただく場合があります。
- ・オンライン研修も対象です。講師側で発生する賃借料等オンライン費用を協会が負担します。

≪派遣講師≫

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ①単独の団体で開催する場合 | 県職員、宮崎縣市町村振興協会職員 |
| ②複数の団体で共催する場合 | 外部講師、県職員、宮崎縣市町村振興協会職員 |
| ③住民と団体が共同で開催する場合 | 外部講師、県職員、宮崎縣市町村振興協会職員 |

≪開催条件≫

- | | |
|---|---|
| ①単独の団体で開催する場合 | 受講者数が概ね20名以上であること |
| ②複数の団体で共催する場合 | 受講者数が概ね20名以上であること |
| ③住民と団体が共同で開催する場合(NPO法人やまちづくり関係団体の参加なども可能) | 受講者数が概ね20名以上で、そのうち1/3以上は住民(職員、会計年度任用職員は除く)であること |

≪注意事項≫

- ・実施する内容は「研修」に限ります。(相談会、講演会等は対象外です)
- ・採択後に、提出した計画書の研修内容、時間等の変更が生じた場合は必ず届け出てください。
- ・振興協会職員による出前研修の科目は「公務員倫理研修」、「接遇研修(初任者向け)」です。

◆令和6年度の実績(一部抜粋)

≪外部専門講師の派遣による出前研修≫

- ・接遇研修(宮崎市・国富町・綾町の令和6年度新規採用職員)
- ・地域コミュニティ運営研修会(都城市職員及び住民団体(自治公民館やまちづくり協議会))
- ・自治体債権管理研修(延岡市職員及び近隣市町村職員(日向市、門川町、日之影町、五ヶ瀬町))
- ・接遇研修、法務研修、コンプライアンス研修(日向市及び県内市町村職員)
- ・相談される力向上研修、事務ミス防止研修(三股町職員及び都城市職員)
- ・人事評価研修、部下育成研修(国富町職員及び綾町職員)
- ・ハラスメント研修(西臼杵広域行政事務組合消防本部職員及び高千穂町職員、日之影町職員)
- ・後期高齢者医療保険料の滞納整理研修(宮崎県後期高齢者医療広域連合職員及び県内市町村職員)

≪振興協会職員の派遣による出前研修≫

- ・接遇研修(国富町会計年度任用職員)
- ・公務員倫理研修(国富町会計年度任用職員、綾町職員、高鍋町会計年度任用職員)

ひとづくり助成金交付事業



【事業の目的】

市町村等における人材育成を支援するため、中央の研修機関に職員を派遣する市町村等に対して、費用の一部を助成します。

◆助成対象

- 【研修機関】**
- ① 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
 - ② 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)
 - ③ 自治大学校
 - ④ 国土交通大学校
 - ⑤ 一般財団法人全国建設研修センター
 - ⑥ 地方共同法人日本下水道事業団
 - ⑦ 一般財団法人地域活性化センター
- 【対象者】** 市町村等の職員(特別職を除く)
- 【対象期間】** 当該年度の1月31日まで



◆助成内容

- ① 市町村職員中央研修所…………… 1名あたり 40,000円
- ② 全国市町村国際文化研修所……… 1名あたり 30,000円
- ③ 自治大学校……………自治大学校に納入した研修に要する経費に2/3を乗じて得た額(千円未満切捨て)
- ④ 国土交通大学校…………… 1名あたり 40,000円
- ⑤ 全国建設研修センター…………… 1名あたり 40,000円
- ⑥ 日本下水道事業団…………… 1名あたり 40,000円
(但し、九州内の会場は1名あたり 20,000円)
- ⑦ 地域活性化センター…………… 1名あたり上限 40,000円

各団体申請額を合算した申請総額が予算額を上回った場合は、予算額を各団体の申請額で按分した額となります(千円未満切捨て)。

ひとづくり助成金交付実績(市町村等別派遣者数)

年度	団体名	宮崎市	都城市	延岡市	日南市	小林市	日向市	串間市	西都市	えびの市	三股町	高原町	国富町	綾町	高鍋町	新富町	西米良村	木城町	川南町	都農町	門川町	諸塚村	椎葉村	美郷町	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計	
令和4年度	①市町村アカデミー	10	5	5		1	4	1	3		1	2	4						1	2	2								41
	②国際文化アカデミー	8	5	3		1	7		2		1				3			2											32
	③自治大学校	2	2	1			2	1				1	4									2							13
	④国土交通大学校	4	1	2																									7
	⑤建設研修センター	3	9	4			1															2							19
	⑥日本下水道事業団	16	3	2	2		5																						28
	合計	43	25	17	2	2	19	2	5		2	3	8		3			2	1	2	4								140
令和5年度	①市町村アカデミー	19	6	7			5	1	3		1		5					1	1		3							52	
	②国際文化アカデミー	14	2	2		1	4		2					2	1			2			2			2				34	
	③自治大学校	3	2	3			1						3															12	
	④国土交通大学校	10	2	4			2																					18	
	⑤建設研修センター	8	10	9			1																					28	
	⑥日本下水道事業団	16	1	2	2	1	3																					25	
	⑦地域活性化センター			3			1																					4	
合計	70	23	30	2	2	17	1	5		1		8	2	1			3	1		5				2			173		
令和6年度	①市町村アカデミー	12	7	4			3		5				3	1						3	1	1						40	
	②国際文化アカデミー	13	3	1		1	13		1			2			6	2		3			1							46	
	③自治大学校	3		2			1						3															9	
	④国土交通大学校	9	1	4	1		1	1																				17	
	⑤建設研修センター	6	12	9			1					1																29	
	⑥日本下水道事業団	16	2	3	2	1	3																					27	
	⑦地域活性化センター						1																					1	
合計	59	25	23	3	2	23	1	6			3	6	1	6	2		3		3	2	1						169		
過去3年間の合計	172	73	70	7	6	59	4	16		3	6	22	3	10	2		8	2	5	11	1			2			482		

アカデミー派遣推進助成金



【事業の目的】

市町村等における人材育成を支援するため、対象の研修機関に職員を派遣する市町村等に対して、研修に要する費用を助成します。令和3年度から実施しています。

◆助成対象

- 【研修機関】 ① 市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
② 全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)

【対象研修】 連続する5日間以内の研修

【対象団体】 平成28年度から「ひとづくり助成金」の活用実績のない団体
えびの市、西米良村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

【対象人数】 各団体1名まで

【対象期間】 当該年度の1月31日まで

◆助成内容

研修機関に職員を派遣するために必要な経費(旅費、研修負担金、その他研修に要する費用で協会の理事長が必要と認めるもの)を助成します。ただし、当該年度の「ひとづくり助成金交付事業」と重複して助成を受けることはできません。

各団体申請額を合算した申請総額が予算額を上回った場合は、予算額を各団体の申請額で按分した額となります(千円未満切捨て)。

◆アカデミー推進派遣助成金交付実績

令和4年度…美郷町

固定資産税事務研修助成金



【事業の目的】

市町村等における人材育成を支援するため、対象の研修機関に職員を派遣する市町村等に対して、研修に要する費用を助成します。令和7年度から実施します。

◆助成対象

【研修機関】 一般財団法人日本経営協会九州本部

【対象研修】 上記機関が実施する対面研修またはオンライン研修で、固定資産税事務の土地・家屋の課税や評価に関する内容のもの

【対象者】 市町村等の職員で固定資産税の事務に従事する者

【対象期間】 当該年度の1月31日まで

◆助成内容

研修機関に職員を派遣するために必要な経費(旅費、研修負担金、その他研修に要する費用で協会の理事長が必要と認めるもの)を助成します。ただし、助成金の額は各団体10万円を上限とします。

なお、この助成は固定資産税事務研修の廃止に伴い実施するもので、助成期間は令和7年度から9年度までとなります。